

学校法人会計基準の在り方について報告書（素案）に関する
意見募集の結果概要について

「学校法人会計基準の在り方について報告書（素案）」に関する意見募集を実施し、42通の御意見を頂きました。

結果概要は別添のとおりです。

（注）42通の内訳は、学校法人教職員26通、公認会計士7通、各種団体6通、その他3通です。

「学校法人会計基準の在り方について報告書(素案)」に関する意見募集の結果概要

該当箇所	意見概要
見直しの背景、見直しの方向性	<p>「経営者の適切な経営判断に資する」のではなく、「学校法人と大学構成員(教職員、学生、教職員組合など)の認識の共有に資する」に改めるべきである。</p> <p>私立学校の特性について記載された、(2)見直しの方向性における最後の項目については、(1)見直しの背景に記載してはいかがか。</p>
基本金	<p>基本金制度の意義・特徴を社会にもっと理解してもらう努力がまず必要。</p> <p>「基本金制度を維持する」ことに反対。</p> <p>第4号基本金は廃止すべきである。</p> <p>第4号基本金は維持しても特定資産は不要。</p> <p>特定資産を計上した場合でも流動資産。</p> <p>一律に「保有すべき運転資金」を特定資産計上させることは不適當。</p> <p>特定預金にしなくても、現金預金が第4号基本金未滿なら注記でもいいのでは。</p> <p>第4号基本金引当特定資産は期中も維持する必要がある。</p> <p>第4号基本金特定資産は原則として期中において当該基本金額に相当する額を維持すべき、現金預金の限定せず運用資産でもいいのでは。</p> <p>第4号基本金について取崩しを認めるべきである。</p> <p>第4号基本金は1か月では足りない。</p> <p>2・3号基本金集計表は不要。</p>
資金収支計算書	<p>キャッシュ・フロー計算書とすべきである。</p> <p>資金収支計算書は活動区別に統一すべきである。</p> <p>活動区別資金収支表に賛成。</p> <p>活動区別資金収支表は不要。</p> <p>活動区別資金収支表は附表ではなく、本表にすべきである。</p> <p>「活動区別資金収支表」は「組替資金収支計算書」に名称変更すべきである。</p> <p>「活動区別資金収支表」作成要否についての収入規模や収入構成の基準を明確にすべきである。</p> <p>活動区別資金収支表を学部単位で作成すべきである。</p> <p>学校債発行法人の会計基準との整合性をとるべきである。</p> <p>資金収支計算書の調整勘定は廃止すべきである。 調整勘定が残る場合、活動区別資金収支表では調整勘定を廃止すべきである。</p> <p>内訳表の案分基準を明示すべきである。</p> <p>人件費の項目を充実すべきである。</p>

該当箇所	意見概要
	<p>「人件費」については、「活動区分別資金収支表」では事業ごとに科目を設ける方がよいのではないか。</p> <p>第3号基本金運用収入は財務活動ではなく教育研究活動では。</p> <p>従来の資金収支の内訳表は、財務状況の判断としては誤解を与える人件費内訳も内容の見直しが必要。</p> <p>活動区分別資金収支表「原則として大科目のみ。」について、「原則として」を削除し「大科目のみ。」とするべきである。</p> <p>「活動区分別資金収支表」については、「原則として大科目のみ」で作成するのではなく、小科目も記載すべきである。</p> <p>活動区分別資金収支表「教育研究事業活動」にあてはまらないものもあるのではないかと。どの事業にあてはまるのか実務上悩ましい科目がある。</p>
消費収支計算書	<p>基本金の概念を現状のまま維持するのであれば、消費収支計算書の計算構造は変更しない方がよいと考えます。</p> <p>基本金の考え方(帰属収入から最初に差し引く)は踏襲すべき、基本金組入れ前の収支差額は、カッコ書きで表示。</p> <p>資金使途の結果(支出)に基づいて基本金組入れを行うのではなく、収入財源の目的(使途)に基づき基本金組入れを行うよう、基準を改正すべきと考えます。</p> <p>「基本金組入れ前当年度収支差額」を「当年度収支差額」とし、「収支差額」を従来通り「消費収支差額」とする方が分かりやすい。</p> <p>事業活動計算書を作成することに反対。</p> <p>基本金組入れ前の収支差額に反対。</p> <p>「基本金組入れ前当年度収支差額」(＝帰属収支差額)を「当年度収支差額」とするべきである。</p> <p>長期的に収支が均衡しているかを判断する仕組みは次年度繰越収支差額とするべきである。</p> <p>貸借対照表における「純資産の部」の設定に対応して、「基本金組入れ前当年度収支差額」は「(当年度)純資産増減額」等と表記すべきではないか。</p> <p>事業活動計算書の特別収支について、「収支バランス」という表現は不適當なのではないか。</p> <p>事業外収支の部の意味合いが不明である。</p> <p>現行の消費収支計算書の名称がよい。</p> <p>事業活動収支計算書としたらどうか。</p> <p>「事業活動計算書」は「収支均衡計算書」等に変更すべきである。</p> <p>名称を「正味財産増減計算書」とすべきである。</p> <p>減価償却の明確な計上基準を示すべきである。</p> <p>「教育研究事業」にとなっているもののうち、幾つかについては、「教育研究事業」にあてはまらないものもあるのではないかと。</p> <p>「経常的収支」と「臨時的収支」を区分するという概念そのものには賛成だが、実務上区分しにくい部分もあることが想定される。</p> <p>収益、費用や損益にすべきである。</p> <p>「消費支出準備金」の廃止については賛成する。</p>
貸借対照表	<p>引当特定資産の使用目的、積立て計画、手続を明確化すべきである。</p> <p>「純資産の部」とすることに賛成である。</p>

該当箇所	意見概要
減損会計	「減損会計を導入しない」ことに賛成である。
	減損会計を導入しないことには賛成するが、固定資産の評価替えの考え方を導入することが望ましい。
	含み損を抱えた土地について評価損を計上する仕組みを考えるべきである。
	基本金も取り崩すことは削除すべきである。
	有姿除却と臨時償却に明確に分けて定義すべきである。
	「有姿除却」する場合、基本金を必ず取り崩すとすべきである。
	耐用年数の見積りに重要な影響が生じた場合には耐用年数を短縮又は延長すること、及び臨時償却することについて明文により認めることが望ましい。
金融商品会計	取得原価主義に反対。
	評価替えを基本とした時価会計を導入すべきである。
	時価の著しい下落や回復の見込みについての統一的な基準等の確立を優先して行うべきである。
	評価減の基準の明確化。
	時価の著しい下落や回復の見込みについては、判断基準を統一的に示すのではなく、個々の金融商品の性格を考えて個々に会計士が判断すれば良い。
	仕組み債は時価額になじまない。
	金融商品注記は統一した報告書が必要。
	金融商品の時価情報の注記について、債権の満期に関する情報を加えることが望ましい。
	特に仕組み債の満期に関する情報を加えるべきである。
	特定資産の内訳について仕組み債等の明記を徹底。
	各種の引当特定資産の内訳(預金、有価証券の区分等)を明示させること。
	投機的な資産運用を禁止すべきである。
退職給付会計	退職給与引当金100%計上するなら私立大学退職金財団の掛金・交付金の取扱いを見直す必要がある。
	退職給与引当特定資産の計上義務・基準を明確にすべきである。
	退職給与引当金の計上額に相当する退職給与引当特定資産の計上を義務化すべきである。
	「金額的にも退職給付会計の基準で計算したものと比較しても十分に確保できていることから」の記述について要検討。
連結会計	学外に設立された株式会社の情報を、影響力基準に基づき監査・開示対象とすべきである。
	グループ法人の実態を明らかにするかは研究課題として認識しておくことが望ましい。
	今後も研究課題として認識すべきである。
	学校法人間の取引の注記は、どこまでの範囲なのか。
	1年以内に倒産する学校法人はむしろ公開すべきである。

該当箇所	意見概要
法人の継続性の担保の仕組み	どのような場合に継続法人の前提が成立しない兆候となるのかを検討した上で学校法人独自の注記を検討すべきである。
	継続法人の前提に関する注記は必要であり、企業等という継続法人の前提の考え方を導入しないことに反対する。
	「企業等という継続法人の前提の考え方は導入しない」ことに賛成。
	「経営判断指標」を用いた単純で機械的な経営判断に基づく指導を止めるべきである。
今後の進め方	施行時期について平成27年4月施行を支持する。
	周知期間を2年間としたことを賛成する。
	高校以下法人は準備期間は少なくとも3年必要。
	「2年程度」を「1年程度」にするべきである。
	全体の施行時期を平成28年4月とすればよい。
	知事所轄法人について、必要に応じて1年間の猶予を置き遅くとも平成28年4月から実施する、としていることに反対する。
	第4号基本金引当資産の計上についても、各学校法人の事情を考慮し、特例的に高校以下法人には義務付けずに、裁量に委ねるべきである。
	特例の取扱い全体の内容について整理され、「報告書(素案)」中に、明確に記述されたい。
	文部科学省所管か知事所管かの2区分ではなく、文部科学省所管収容定員を基準とした区分を設けて知事所管法人に関しては幼稚園のみ法人とそれ以外分類。
	知事所轄法人に活動区分別資金収支表の作成を義務付けない、としていることに反対する。
	イメージ図
広く私学関係者の意見を聞き、当初の日程にこだわらず改正作業をすすめるべきである。	
移行期間を長く取るだけでなく、さらなる何らかの対策・援助が必要であろう。	
学生生徒等納付金について、施設費目的の学費を設定している場合、「施設等整備活動」に計上されるべきである。	
資産売却収入の小科目の明確化。	
第2・4号基本金引当特定資産取崩収入・支出例を示すこと。	
「減価償却引当特定資産からの繰入収入(支出)」を削除すること。	
「その他の収入」の小科目「その他のその他の収入」は、「その他の収入」の例示で良い。	
活動区分別の収支把握の点で、施設設備目的の支出について配慮すべきである。	
特別収入・特別支出の内容はガイドラインを示していただきたい。	
退職給与引当金特別繰入額は特別支出の科目として明示すべきである。	
現物寄付金について、特別収入に入っているが、経費・資産の区分はしないのか。	
「前期決算修正額」及び「災害損失」は、消費特有科目として追加する認識でよいのか。	
災害損失の計上について範囲を限定すべきである。	

該当箇所	意見概要
	<p>災害損失に伴う保険金収入の計上区分について明確にすべきである。</p> <p>純資産の部「収支差額」を「繰越収支差額」に変更いただきたい。</p> <p>特別収支の部において一律に現物寄付、施設設備寄付金、施設設備補助金を計上することについて再検討されたい。</p> <p>各計算書類の関係の明確化。</p>
資金収支計算書様式	<p>「その他の受取利息・配当金収入」は「受取利息・配当金収入」で良い。</p> <p>特定資産の増減の勘定科目が不整合、資金収支調整勘定について貸借対照表における長短区分表示と不整合。</p> <p>医歯系の大学に関しては、医療収入は事業収入とは独立した大科目とし、医療経費も教育研究経費とは独立した大科目とすべきである。</p> <p>貸借対照表の医療用機器備品もそのボリュームの大きさから、教育研究用備品とは分離すべきであり、これに伴い資金収支計算書の設備関係支出中教育研究用機器備品支出から医療用機器備品支出を別途抽出すべきである。</p> <p>「受取利息・配当金」や「雑収入」の大科目に対して、小科目の記述を示していることは、大変分かりやすく望ましい。</p> <p>資金収支計算書、消費収支計算書ともに、「補助金収入」の内訳は「国庫補助金」と「地方公共団体補助金」となっているが、特別補助を表示すべきである。</p>
活動別資金収支表様式	<p>各区分の収支差額の意義を説明すべきである。</p> <p>活動別資金収支表の「利息及び配当金の受取額」を「受取利息・配当金収入」に「利息の支払額」を「借入金等利息支出」に科目名称を統一する。</p> <p>施設等整備活動による資金収支に「その他の収入」の科目を設けては。</p> <p>学生生徒等納付金収入の施設拡充費は施設等整備活動による資金収支。</p> <p>第2号基本金引当特定資産の利息が発生した場合は、施設等整備活動ではなく、財務活動でよいのか。</p> <p>利息及び配当金の受取額及び利息の支払額は、財務活動による資金収支の収入及び支出に計上するべきではないか。</p> <p>第3号基本金運用収入は「教育研究事業収支」。</p> <p>財務活動による資金収支、事業活動計算書は事業収支の部に追加して「施設設備補助金収入(利子助成補助)」とする考えもある。</p> <p>単年度の活動計算書について、繰越額(ストック)を表示する必要はないのではないか。</p>
事業活動計算書様式	<p>事業活動区分と活動区分の用語について意義の違いを説明すべきである。</p> <p>「収益事業収入」は「事業外収入の部」に該当するのではないか。</p> <p>帰属収入合計の表記は必要。基本金組入前当年度収支差額という名称は帰属収支差額でもよいのではないか。</p> <p>「前期収支修正額」は、「過年度修正額」とすべきである。</p> <p>事業活動計画書の中で「基本金取崩額」を示していることは、データの整合性が担保されることから、望ましいものと考えられる。</p>
貸借対照表様式	<p>貸借対照表の次年度繰越収支差額は翌年度繰越消費支出超過額とすべきである。</p> <p>新たな図書を購入するに当たって、減価償却しないため、貸借対照表上に資金がストックされていない。</p> <p>「その他の機器備品」を「管理用機器備品」に改めることは望ましくない。</p>

該当箇所	意見概要
様式共通	財務三表に使用される用語は依然として学校法人会計特有のものが多く、一般的に理解しづらい。
	予算実績差異は(B) - (A)で貸借対照表は前年度末・本年度末の順にすべきである。
	計算書類の名称について、B/SやP/Lのように呼びやすい略称を示していただきたい。
	前期、当期、期中等の表記と当年度の表記が混在している。
その他の論点	私立学校法に会計基準を位置づけるべきである。
	準学校法人も対象に含めるべきである。
	今後とも継続して学校法人会計基準の在り方について検討を行う。
	会計基準の改定は「非営利法人会計基準の概念フレームワーク」を基礎に出発することが重要である。
	会計基準の改正案との整合性を併せて提示されないかぎり、改正の方向性の良しあしを判断することは困難である。
	特に消費収支計算、基本金は誰にとってわかりづらいのかが明確になっていない。
	学校と企業の様々な観点での「違い」の整理をし、企業会計の仕組みと学校会計の仕組みとの違いをしっかりと説明することが重要である。
	現行基準が学校法人の会計分野における一般に公正妥当な唯一の会計基準として広く周知されています。その前提の上で、学校法人会計の在り方が検討されるべきと考えます。
	学校と企業との設立趣旨や目的の違いをより社会に理解してもらうために区別をして説明すべきである。
	計算書類の追加は基本金制度を代表とする学校法人会計の意味が社会に浸透してきた段階で導入する方が効果的。
	各大学の意見を聴取しない段階で、このように公に意見を求める方法は、より社会に疑念を抱かせる可能性がある。
	合併の会計処理基準、外貨建て取引の換算基準、引当金の計上基準、デリバティブ取引の会計処理基準などについても一定の取扱いを通知等で発出すべきである。
	高等学校以下や附属病院を持つ大学についてはどのように考えているのかが不明である。
	本報告書に沿って、現行の財務系システムを改修するには、事務的な作業はもとより、多大な費用負担となるため、その点をよくお考えいただきたい。
利害関係人とはだれか整理すべきである。	
学校法人が行っている事業内容がわかるような目的別分類の導入も考察する価値があると考えられる。	
その他の注記事項として動産売却に当たり学校教育法の設置基準に反していないかなど追加すべきである。	
収益事業も注記を含めた表示の指針を明示すること。	
注記情報の充実に関して、徴収不能引当金の対象科目を明示させること。	